　大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する意見があった。

　なお、当該意見については、次のとおり一般の縦覧に供する。

　　令和４年１月26日

大阪府知事　吉村　洋文

１　大規模小売店舗の所在地及び名称

吹田市岸部中五丁目97番２

（仮称）吹田市岸部中五丁目プロジェクト商業棟

２　大規模小売店舗立地法第５条第３項の規定による公告をした日

令和３年８月25日（令和３年大阪府告示第1185号）

３　吹田市の意見の概要

　(1)　店舗の周辺道路における路上駐車及び路上駐輪の防止に努めること。

　(2)　店舗の周辺道路において交通渋滞が発生しないように努めること。

　(3)　荷さばきを行う車両が周辺道路に待機駐車しないよう、荷さばき業務を計画的に行うこと。

　(4)　交通誘導員の配置等により、駐車場出入口における歩行者等の安全確保に努めること。

　(5)　廃棄物の発生抑制を最優先に取り組み、環境に配慮した販売の事業を推進すること。

　(6)　騒音について、規制基準を遵守するとともに、周辺の生活環境に悪影響を与えることがないよう配慮すること。

　(7)　廃棄物の保管場所等について、吹田市開発事業の手続等に関する条例に基づき対応すること。

　(8)　吹田市産業振興条例及び地域における商業の活性化に関する要項を遵守すること。

　(9)　大規模小売店舗内の店舗面積の合計が5,000平方メートル以上に変更となった場合、又はその可能性が生じた場合は、速やかに吹田市環境まちづくり影響評価条例に基づく手続きを行うこと。

(10)　「Ｓｕｉｔａサスティナブル・スマートタウンプロジェクトを契機とした持続可能なまちづくりに向けた連携協定」を踏まえた事業計画とすること。

　(11)　省エネルギーや省資源の観点から、環境に配慮した製品及び工法を採用すること。

　(12)　地球温暖化対策としてエネルギー消費量及び二酸化炭素排出量を抑えること。

　(13)　ヒートアイランド対策として建物及び地表への蓄熱を抑えること。

４　意見の縦覧の期間及び場所

(1)　縦覧の期間

　　　 令和４年１月26日から同年２月28日まで

　(2)　縦覧の場所

　　 大阪市住之江区南港北一丁目14番16号　大阪府咲洲庁舎25階

　　 大阪府商工労働部中小企業支援室商業・サービス産業課

吹田市泉町一丁目３番40号

吹田市都市魅力部地域経済振興室